

使用料等の 6 回目の特例的措置について
(報告)

江東区使用料検討委員会

令和 5 年 1 月



スポーツと人情が熱いまち
江東区

【目 次】

1. 使用料等改定の経緯	P. 1
2. 特例的措置の実施について	P. 1
3. 令和5年4月以降の特例的措置の取扱いについて	P. 2
4. 検討結果	P. 3
5. 区民等への周知について	P. 4
6. 資料編	P. 5

1. 使用料等改定の経緯

本区では、公共施設の効率的な管理運営を行うとともに、受益者負担の原則に基づき、使用料等の定期的な検証を実施し、必要に応じて改定を行ってきた。

平成24年度以降、使用料等の見直しは、原則として4年ごとに行うこととしており、改定年次にあたる令和2年度に向け、令和元年度中に使用料等の決算分析を実施し、検討を行った。

その結果、今回の見直し検討においては、令和2年10月から、対象施設について、原則として一律20%の料金引き上げを行うこととした。

(報告資料 「使用料等の見直しについて(令和元年11月)」)

2. 特例的措置の実施について

令和2年第一回区議会定例会での条例改正案可決後の新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)の感染拡大は、本区の各種施設の運営においても大きな影響をもたらした。

本区では、利用者の安全性を鑑み、令和2年2月20日以降、新型コロナを理由とする施設利用のキャンセルについては、キャンセル料を徴収せず、使用料等を全額返還する等の対応を図ってきた。

令和2年5月に緊急事態宣言解除後、休館中であつた各施設は段階的に再開したところであつたが、その利用については、定員数や利用時間帯等に一定の制限を設ける形での運営を余儀なくされた。

施設の使用料等については、本来的には「場の提供」に対する対価であることから、定員の制限が即ち使用料等の減額理由になるとは言い難いものの、一方で、本区のみならず世界的に未曾有の緊急事態の中で、本区施設を使用して活動をしている各種文化団体やスポーツ団体、また、個人利用者に対し、本区独自の支援策ができないかの検討を行い、区独自の施設利用者への支援策として、使用料等改定後、令和2年度の利用にあたっては、貸切・個人利用を問わず、改定前の料金への据置き対応を特例的措置として実施することとした。

(報告資料 「使用料等の特例的措置について(令和2年8月)」)

その後についても、以下のとおり4度にわたり特例的措置の延長を決定してきたところである。

- 令和3年1月に、各施設における定員数や利用時間帯等の利用制限の状況、新型コロナの感染者数等を踏まえ、令和3年9月末まで特例的措置の期間を延長することを決定した。

(報告資料 「使用料等の特例的措置の延長について(令和3年1月)」)

- 令和3年8月に、東京都へ4度目となる緊急事態宣言が発出され、利用制限の状況が継続していること等から、令和4年3月末まで特例的措置の期間を再延長することを決定した。

(報告資料 「使用料等の特例的措置の再延長について(令和3年8月)」)

- 令和4年1月に、新型コロナの感染者数が急増し、利用制限の状況が継続していること等から、令和4年9月末まで特例的措置の期間を延長することを決定した。(4回目の特例的措置)
(報告資料 「使用料等の4回目の特例的措置について(令和4年1月)」)
- 令和4年7月前後を境に、新型コロナの感染者数が急増し、利用制限の状況が一部継続していることや基本的な感染防止対策の徹底を前提とした施設運営が見込まれること等から、令和5年3月末まで特例的措置の期間を延長することを決定した。(5回目の特例的措置)
(報告資料 「使用料等の5回目の特例的措置について(令和4年8月)」)

3. 令和5年4月以降の特例的措置の取扱いについて

各施設においては必要最低限の利用制限を継続しているとともに、基本的な感染症対策は経常的に必要な状況となっている。

また、新型コロナの感染者数は第7波以降、令和4年10月から再び増加傾向に転じており、現時点において令和5年4月以降の状況は見通せない。

そこで、4月以降の特例的措置の取扱いについて再度検討を行うこととした。

なお、検討にあたっては、使用料検討委員会幹事会の中より、使用料等の対象施設所管幹事を構成員とした検討部会を組織したところである。

【開催実績】

令和4年12月28日 令和4年度第4回使用料検討委員会幹事会

- ・使用料等の特例的措置について

令和5年1月16日 令和4年度第5回使用料検討委員会幹事会(全体会)

- ・使用料等の6回目の特例的措置について(報告書案)

令和5年1月16日 令和4年度第3回使用料検討委員会

- ・使用料等の6回目の特例的措置について(報告書案)

4. 検討結果

●区独自の施設利用者への支援策として実施する使用料等の特例的措置について、令和5年9月末まで期間を延長する。(6回目の特例的措置)

(1) 6回目の特例的措置について

①新型コロナが今後収束したとしても施設においては引き続き利用制限等の措置が必要となる可能性があるとともに、当面の間は基本的な感染防止対策の徹底を前提とした施設運営が見込まれること、また、②これまで特例的措置はコロナ禍における文化・スポーツ等の活動支援として実施しており、コロナ禍により停滞した地域コミュニティ活性化の支援が喫緊の課題となっていること、引き続き収束の見通しは不透明であることなどを総合的に勘案し、令和5年3月31日までを期限とする特例的措置を令和5年9月30日までに延長(6か月間の延長)することとした。

これは、令和5年4月以降の状況が不透明であることや、国において新型コロナの感染症法上の位置付けについて、現行の「2類相当」からの見直しについての議論がなされていること等を考慮し、前回の特例的措置延長と同様に6か月間と設定したものである。

なお、減額の手法等については、令和2年10月より実施している特例的措置に準ずるものとする。

(2) 令和5年10月1日以降の取扱いについて

令和5年10月1日以降の取扱いについては、4月以降の状況を注視し、改めて判断することとする。

(3) 令和5年度予算等への影響について

6回目の特例的措置により影響が生じる、区で徴収する使用料及び各施設への指定管理料等については、令和5年度一般会計当初予算及び令和4年度一般会計補正予算(第7号)において反映を行う。

なお、6回目の特例的措置に係る影響額については、資料編P7のとおりである。

(単位：千円)

対応	期間	影響額
特例的措置	R2.10-R3.3	△ 70,164
特例的措置延長	R3.4-R3.9	△ 92,514
特例的措置再延長	R3.10-R4.3	△ 72,030
特例的措置(4回目)	R4.4-R4.9	△ 78,326
特例的措置(5回目)	R4.10-R5.3	△ 67,167
特例的措置(6回目)	R5.4-R5.9	△ 78,516
合計		△ 458,717

※当初予算及び補正予算における影響額を記載

5. 区民等への周知について

本取扱いについては、2月からの第一回定例会にて報告予定である。区民等への周知としては3月以降、区報・区ホームページ等で周知を図るとともに、各施設においても利用者への周知を開始する予定である。

6. 資 料 編

特例的措置(6回目)による影響額

(令和5年度当初予算及び令和4年度補正予算(第7号)反映分)

【歳入】

(単位：千円)

No.	款	項目	影響額
1	使用料及び手数料	男女共同参画推進センター使用料	△ 357
2	使用料及び手数料	区民館使用料	△ 1,025
3	使用料及び手数料	青少年交流プラザ使用料	△ 85
4	使用料及び手数料	老人福祉センター使用料	△ 72
5	使用料及び手数料	福祉会館使用料	△ 2
6	使用料及び手数料	児童館使用料	△ 66
7	使用料及び手数料	豊洲西小学校地域開放施設使用料	△ 949
8	使用料及び手数料	教育センター使用料	△ 108
合 計			△ 2,664

【歳出】

(単位：千円)

No.	款	中事業名	影響額
1	総務費	スポーツ施設管理運営事業(屋内施設部分)	19,698
2	総務費	スポーツ施設管理運営事業(屋外施設部分)	14,038
3	総務費	地域文化施設管理運営事業	28,671
4	総務費	江東公会堂管理運営事業	10,428
5	民生費	福祉会館管理運営事業(公設民営)	24
6	民生費	児童・高齢者総合施設管理運営事業	588
7	民生費	児童館管理運営事業(公設民営)	20
8	産業経済費	歴史文化施設管理運営事業	1,921
9	産業経済費	産業会館管理運営事業	464
合 計			75,852

財政影響額

△ 78,516

R5当初予算：△69,963

R4補正7号：△8,553